

平成20年11月14日

淡路市長 門 康 彦 様

淡路市行政改革等審議会
会 長 来 田 進

淡路市の行財政改革について（提言）

平成20年度の淡路市行財政改革の推進状況について、行政改革推進本部から状況報告を求め内容をまとめたので、淡路市行政改革等審議会条例第2条第3号に基づき、下記のとおり提言します。

記

市制発足4年目を迎えた淡路市は、先に公表された自治体の財政状況を示す平成19年度決算における「実質公債費比率」は、3ヵ年平均の数値で24.0%と依然厳しい状況下にあります。

加えて国が制定した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政の悪化状況を見極めるため、実質公債費比率を含む4つの健全化判断指数を導入して自治体の財政状況を全面的に把握することとしており、本市では健全化判断指数の1つである「将来負担比率」が黄色信号となる早期健全化基準値の350.0%を超え371.0%ということで、財政再建が緊急課題であると考えられます。

これまでも、職員による行財政改革への取り組みが行われてきましたが、深刻化した財政の改善に向け、最大限の努力をしながら、質を高める意味での縮合施策として、身の丈に合った「元気で安全・安心な淡路市づくり」に、全力で取り組んでいただくため、次のとおり提言します。

I 平成19年度淡路市の行財政改革について（提言）から

昨年度は、3回に亘る淡路市行政改革等審議会を開催し、昨年10月に提言としてまとめ、市長に提出したところです。

同提言について、その後の各課での取り組みや進捗状況の報告を受け、以下について更なる取り組みを求めるものです。

1 市税・使用料・保険料・貸付事業の滞納整理の徹底について

財政状況の根幹をなす市税収入については、財源確保は勿論のこと、負担の公平性の観点からも、厳正に対応することが必要である。

また、本審議会では、過去においても市税等の滞納整理の徹底については、特に審議している案件であり、昨年度から徴収体制の強化を図っているものの依然として県下市町と比較しても収納率が低く、県下平均を大きく下回っている状況である。

本年度からは、政策財政戦略会議での議論を踏まえて、「債権管理対策推進チーム」（関係各課の係長相当級以上の職員を中心に、顧問弁護士の指導等を得ながら、債権管理計画の企画、立案等の調査、研究を重ねる組織）を設置し、適正な債権管理と的確な債権回収対策の実施に努めることにより、市財政の健全化と市民の信頼に応える公正で公平な市政運営の推進を図る必要がある。

2 市議会議員の定数・報酬等について

淡路市議会議員の定数については、本年6月定例議会において、議員定数を削減する条例改正案が議員提案され、賛成多数で可決した。

これにより現行の定数28人から20人へ変更となり、次の一般選挙から適用され、年間で約5千6百70万円の削減効果が期待される。

しかし、昨年、一昨年と本審議会から提言している議員報酬については、方向性が出されておらず、現在の財政状況を勘案しながら、現状に甘んじることなく思い切った考え方で検討願いたい。

また、市議会だよりは年数回、発行されているものの、「市議会議員として具体的に淡路市をどのようにしていきたいのか。」という考え方は出されていないように思われるので、議会活動と併せて市民に対し、積極的に広報していただきたい。

3 下水道加入の促進について

本市における下水道加入の促進については、下水道普及課を中心に積極的に推進しているところであるが、平成19年度末の加入率は58.5%と低迷しており、今後の大きな課題といえる。

下水道の加入に対しては、個人負担を強いられることになるが、生活排水処理により川や海の水をきれいにするとともに、トイレの水洗化等により生活環境を良くするなどの利点もあることから、高齢者世帯に対しても十分に理解を求め、より一層の加入推進に努められたい。

また、公共下水道事業特別会計の財政は厳しい状況にあり、一般会計からの繰入金で収支を維持していることから、今後は下水道使用料の値上げ等も検討していく必要がある。

4 小中学校・保育所適正規模について

保育所適正規模については、「淡路市保育所適正規模推進計画」に基づき、平成28年度を目標年度として取り組みが進められているが、昨年12月から説明会を開催し、本年4月から生田保育所と遠田保育所の2園を休園している。

しかし、説明会から休園までの期間が短かったことから、一部の保育所(園)では、本年10月から実施となっているようである。

保護者や地域の皆さんに対して十分な説明を行い、保護者の皆さんが安心して預けられる保育環境の整備と充実した保育所運営に取り組んでいただきたい。

一方、小中学校適正規模については、「淡路市小中学校適正規模推進計画」に基づき、市立小学校適正配置等推進計画では、平成28年度を目標として計画しているが、各地区で統廃合年度が異なっており、可能であれば同年度の実施が望ましいと考える。

また、市内の小中学校においては、急激な少子化が進む中で、1つの学年の児童数1桁の学級数は、現在47学級あり、これは全体の3分の1を占め、その数は更に増し、多くの学校で集団の活力低下が進むことが懸念されている。

今後は、施設の跡地利用を含めた検討と保護者や地域の皆さんの理解を得ながら、集団の活力が回復できる人数になるよう学校を再編し、子供たちにより良い教育環境を提供することを目指して努められたい。

II 平成20年度の淡路市行政改革等審議会から

本年度の淡路市行政改革等審議会における、各委員からの意見を取りまとめ、以下のとおり提言します。

1 公共施設のあり方（公共施設の見直し）について

本市は三方を海に囲まれ、中央に縦断する尾根を持ち、他市と比較しても特異な地形である。

公共施設の見直しについては、「一極集中型」よりも「二点極点」とするのが住民サービスの観点からいえば望ましいことだが、財政事情等を考慮するとやはり「合理化」の方向で進むことが本来あるべき姿であろうと考える。

特に本市は、旧5町から継承した施設の中で、重複する施設が多数あり、それぞれの施設の利用状況、維持管理コスト及び老朽度合いを勘案し、施設のあり方を検討することが、行財政改革の大きな柱となっており、類似団体等と比較し、本市としての適正規模を把握して、市民ニーズと利便性等を考慮しながら推進していただきたい。

また、指定管理をしている公共施設の多くは、来年3月末には指定期間が満了となることから、指定管理による効果の検証を行いながら、来年度以降の施設管理についても検討されたい。

(1) 図書館・ホール・公民館のあり方について

図書館・ホール・公民館のあり方については、本年7月末に「淡路市社会教育施設再編検討委員会」が立ち上げられ検討されている。

現在の予算では、充実した図書館運営ができないのが実情であり、現有施設を維持した中での運営は困難であると思われることから、図書館の建物はなくても公民館等の既存施設に行けば図書を借りられ、図書館機能が満たされるようなシステムの構築を検討されたい。

また、今後、有望な人材を本市から創出するために、子供の頃から図書に触れられるように絵本などは自由に見ることができる環境は残すべきであると考ええる。

(2) 市営住宅のあり方について

本市の市営住宅の管理戸数（1,754戸）については、他市と比較してかなり多く、洲本市（703戸）の約2倍、また人口、面積がほぼ同規模の加西市（451戸）と比較すると実に4倍近くの公営住宅を管理しているようである。

これは阪神・淡路大震災の影響による災害住宅の建設等が大きな要因として考えられるが、今後は、施設維持のための修繕等にも多額の費用を要することが想定される。

また、老朽化による空き部屋の増加などで使用料収入の減少が予想されるため、これらについては早めの対処法が必要である。

(3) 市立集会所等のあり方について

集会所については、大半の利用を町内会等が行っている現状を踏まえ、方向性としては、「現状による無償譲渡」が望ましい。

(4) その他の公共施設のあり方について

過去においても公共施設の見直しは、継続的課題として取り組んでいたが、その大きな妨げとなっていたのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（補助金適正化法）であった。

しかし、政府は今年度、地方公共団体が国の補助金で建設した施設について、完成後10年経過を条件に当初目的とは異なる施設への転用や譲渡、取り壊しなどの財産処分を認めることを決定し、各省庁が関連規制を緩和している傾向にあり、当初の目的に縛られず、地域の実情に応じて施設を柔軟に活用できるようになってくることから、これらの流れを十分に踏まえた公共施設の見直しを検討していただきたい。

また、施設を閉鎖（廃止）後は、早急に取り壊しを行い、用地の売却等の検討を進めることが望ましいが、厳しい財政事情であり、現状では取り壊しが困難であることは十分に理解できるが、防犯上の問題もあることから、可能な範囲内での施設の取り壊しも検討いただきたい。

(5) 総合事務所のあり方について

平成17年度に作成した淡路市集中改革プランでは、職員数を5ヵ年で63人削減することで計画しているが、現在は、同年から実施している「退職勧奨制度の活用」により、大幅に上回る職員の減少（平成20年度当初との3ヵ年比較で91人減）となっている。

今後も更に100人近くの職員数の削減を計画していることから、このまま総合事務所機能を維持していくことは結果として、中途半端な行政運営しかできず、全体としての組織改編は急務である。

組織改編に当たっては、住民生活と直結した窓口サービス（住民票の発行や死亡届の受理など）のみを各地域に残し、その他の業務は本庁へ集約することになるであろうと考える。

人員減の対処法としては、総合事務所の窓口テレビ電話などのIT機器を新たに設置し、本庁の専門職員とやり取りができるようなシステム作りも一つの手段であると考えているので、併せて検討いただきたい。

また、現在、津名総合事務所では他の総合事務所に設置している「産業建設課」と「地域教育課」を本庁へ集約していることから、地域に残す業務と本庁へ引き上げる業務の見極めが必要であり、現在も経由事務を残すことで、市民からは「逆に事務を複雑にしている傾向がある。」との意見も

あることから、早急なる改善が望まれるところである。

空き室利用の観点からは、現在、平成22年度の水道の淡路広域化に向けて、東浦総合事務所の一部を水道事業部の事務所として利用することで計画されている。

また、本庁への業務の集約化を行うことで、庁舎が手狭になること、そして、現在、市議会においても複数の会派や特別委員会が設置されていることから、市議会機能の充実を図ることを目的として、議場を含めた「議会専用棟」の設置なども可能性としては考えることができるので、総合事務所の空き室利用の観点からも、併せて検討いただきたい。

今後、総合事務所を縮小することでは、災害時など防災面での対応に課題は残るが、大規模災害が発生した時には全職員であらゆる手段を講じて地域が一体となって、対処していく必要があると考える。

2 淡路市新行財政改革推進方策（仮称）の策定について

危機的な財政状況の兵庫県が「新行財政構造改革推進方策」を第一次、第二次案を発表しているが、その中では、組織の再編等による職員数の3割削減、職員の給与カット及び県補助金の大幅なカット等を打ち出している。

本市にあっても、兵庫県と同様に危機的な財政状況を回避することを目的に「淡路市新行財政改革推進方策（仮称）」を行政改革推進部が中心に策定することとしており、本年度から本格実施している行政評価による事務事業の見直しの反映と職員の給与カットを含めた改革方策の策定により、財政再建団体への転落を回避するよう努めていただきたい。

3 その他の意見の中から

（1） 高速バス停駐車場の整備等について

高速バス停駐車場については、市内11箇所（①津名港ターミナル、②津名一宮インター周辺駐車場、③淡路インター周辺駐車場、④北淡インター周辺駐車場、⑤本四仁井バス停駐車場、⑥遠田バス停駐車場、⑦東浦バスターミナル、⑧東浦インター周辺駐車場、⑨江井バス停駐車場、⑩郡家バス停駐車場、⑪尾崎上ノ浜バス停駐車場）あり、特に本四仁井バス停駐車場、遠田バス停駐車場及び東浦インター周辺駐車場にあつては、常に飽和状態である。

これは、他市の駐車場が有料であることと、本年5月末に富島港から明石港へ運行していたジェノバラインの休止が大きく影響していることが考

えられるが、市として飽和状態を緩和する措置として、現状を認識し、利用者のことを考えた駐車場の増設等の検討もお願いしたい。

また、市としては昨年度から、「駐車場有料化検討委員会」を設置して議論しているということだが、有料にすることで、通勤者等が島外で下宿するという可能性があり、市が推進する施策の「定住促進事業」とは矛盾することも考えられるので、考え方を十分整理しておく必要がある。

ただし、市内の駐車場は借地が大半で、市としては地権者に対して借地料を支払っている実情がある。

また、同じ市内の駐車場で既に有料化している駐車場と無料の駐車場が存在することは、市民に不公平感を与えるので、有料化については、駐車場全体の中で議論を進めながら、早急に改善すべきと考える。

(2) 職員の質の向上について

「職員に危機感がない。」ということについては、昨年度も同審議会の中でも議論したところである。

基金は枯渇状態にあり、緊迫した財政状況を今一度、職員の皆さん方には十分理解していただき、歳入確保と歳出削減に取り組んでいただきたい。

① 専門職の育成について

職員数が減少する中で、専門職の育成ということは、難しいことなのかも知れないが、今後は総合事務所の窓口化などで、特に市民としては不安になることが多くなると予想される。

その中で、従来のように「担当者が不在のため、今は詳しいことが分からない。」であるとか「県の担当者に確認してから返事をする。」という窓口対応では、市民と行政の信頼関係が低下するようになる。

職員の配置換えは行わなければいけないが、研修会等へ積極的に参加させるなど、他市並みの行政レベルにしていけるように配慮されたい。

② 職員研修の開催について

本年4月より後期高齢者医療制度が開始されたが、対象となるのは地域に住む高齢者が対象であり、制度開始当初は問い合わせが多くなることは想像できる。

このようなことから、今後、新制度が施行される際には、市民の方から問い合わせがある内容を想定した問答集やガイドブック等を作成して対応していくほか、事前に職員研修や個々に勉強会を開催するなど、市民の不安を招かないようにスムーズに制度移行ができるように

工夫していただきたい。

(3) 企業誘致について

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(企業立地促進法)に基づく本市の基本計画は、本年3月に国の同意が得られ、市としては、地場産業や地域の特性を活かした企業誘致に取り組んでおり、8月上旬には、尼崎市の携帯部品メーカーが志筑新島に工場建設を行うという喜ばしい内容の新聞報道があった。

他にも太陽光発電や製造業等の企業からもオファーがあり、重点的に企業誘致を進めている津名臨海、市有地への立地に向けても取り組んでいることを聞いている。

企業誘致を行うことは、雇用の創出や税収増にも大いに繋がることから、阪神圏へ1時間以内で行ける立地条件と「企業立地奨励制度」をPRしながら、新たな企業立地による技術革新と地場産業として根ざしている既存の蓄積技術との融合による産業集積を目指していただきたい。

市の基本計画の目標では、平成24年度末までに企業立地件数を15件と定めていることから、1件でも多くの企業誘致を成功させるよう島内外の多くの企業へ積極的な呼びかけを継続的に行っていただきたい。

(4) 淡路市夢と未来へのふるさと寄附金(ふるさと納税制度)について

地域間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための方策として、本年4月末に地方税法等の改正により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で、「ふるさと納税制度」は全国的に導入された。

本市にあっても「淡路市夢と未来へのふるさと寄附金条例」を制定して、受け入れた寄附金については、①小中学生の環境学習の充実、②風力・太陽光発電による街路灯・防犯等整備事業、③市の木「桜」の名所づくり事業に充てることとなっている。

ふるさと納税制度は、誰にでもある「ふるさと」を思う気持ちを、寄附金という形にして地域を応援する制度であり、本市のように、市外へ移り住む人が多い自治体にとっては、元気を分けていただくチャンスである。

本年度は、特に「企業誘致」、「観光」、「ふるさと納税」に力を入れているということなので、職員全員が「淡路市の営業マン」になった気持ちで、積極的な推進により、歳入確保に努めていただきたい。

★ 淡路市行政改革等審議会 記録

○ 第1回 審議会開催

平成20年5月19日（月） 【場所】 市役所 2階 大会議室1. 2

協議事項

- (1) 「淡路市の行財政改革についての提言」に対する取り組みについて
- (2) 公共施設のあり方について

○ 第2回 審議会開催

平成20年8月8日（金） 【場所】 市役所 2階 大会議室1. 2

協議事項

- (1) 施設の見直しについて
- (2) 平成20年度の提言に向けて

○ 第3回 審議会開催

平成20年11月14日（金） 【場所】 市役所 2階 大会議室1. 2

協議事項

- (1) 淡路市行政改革の提言書の検討について

○ 淡路市の行財政改革について（市長へ提言）

平成20年11月14日（金） 【場所】 市役所 2階 大会議室1. 2

淡路市行政改革等審議会 委員名簿

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 会 長 | 来 田 | 進 | 東 浦 |
| 副 会 長 | 三 原 | 芳 明 | 津 名 |
| 委 員 | 木 下 | 智 之 | 津 名 |
| 委 員 | 平 松 | 勤 志 | 岩 屋 |
| 委 員 | 畑 | 美代子 | 岩 屋 |
| 委 員 | 溝 上 | 孝 夫 | 北 淡 |
| 委 員 | 倉 本 | 光 夫 | 北 淡 |
| 委 員 | 奥 井 | 尚 征 | 一 宮 |
| 委 員 | 元 津 | 八 千 代 | 一 宮 |
| 委 員 | 平 岡 | 博 | 東 浦 |